

令和2年5月11日
横浜市立鴨居中学校
校長 齋藤 浩司

「災害発生時における対応」に関する変更について

令和2年度より、登校前に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表された場合における学校の対応について、以下のように変更となりますので、ご確認をお願いいたします。

これまで

午前7時の段階で横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。



変更点

午前6時の段階で横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風警報」が発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。

※生徒手帳26ページ【風水害の『警報』発令時における生徒の安全確保について】の記載事項の変更をお願いいたします。

1の(1)

午前7時の段階で…



午前6時の段階で…

【要保存】災害発生時における対応について

横浜市教育委員会では、東日本大震災を受けて学校防災計画を見直し、改訂を行いました。本校ではその内容を受けて、次のように「災害発生時における対応」を作成いたしました。生徒の生命と安全保護のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

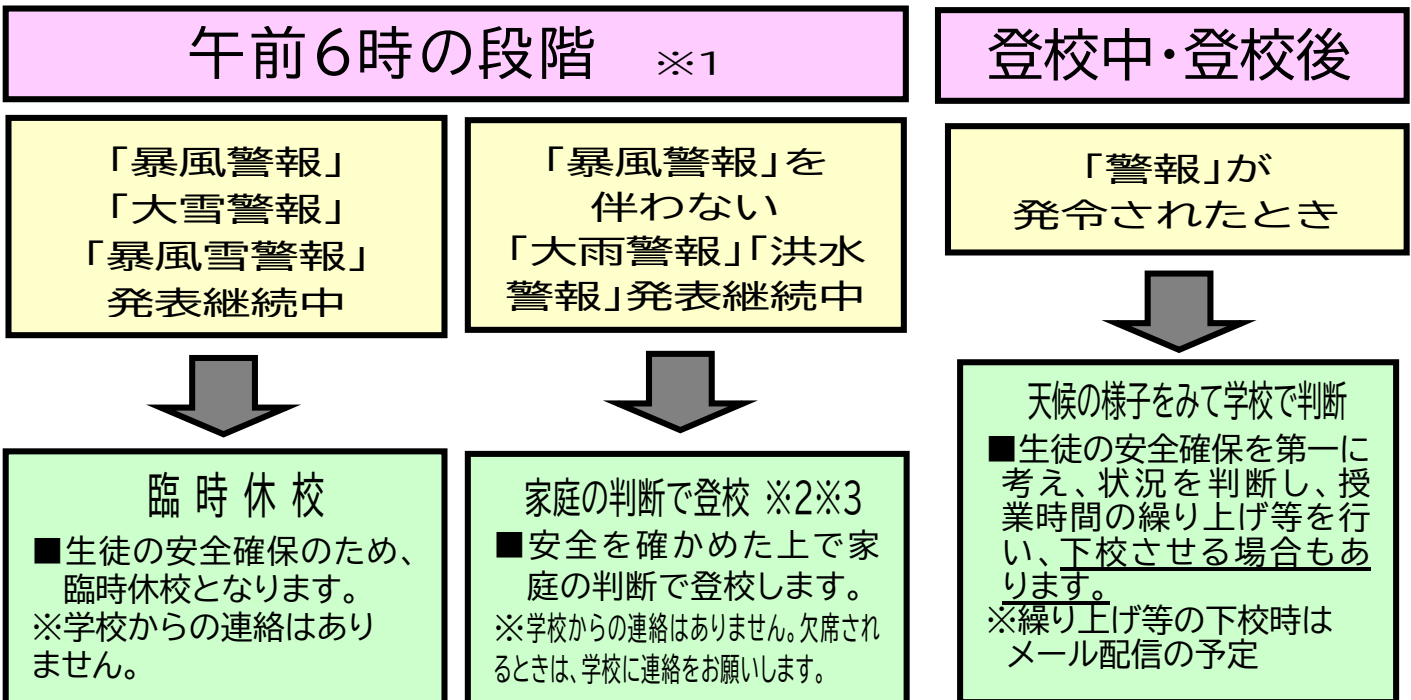
また、災害発生時に備え、ご家庭での対策を日頃からお話し合いいただけますようお願い申し上げます。

《主な留意点》

- ①災害発生時の場면을【風災害時】と【地震時】の2つに分けました。
 - ②【風災害時】の「登校中・登校後」の警報発令は、「下校させる場合もある」とします。
 - ③【地震時】の「大規模地震発生時」には、「生徒の預かり、引き取り」とします。
 - ④【地震時】には、「東海地震予知情報」「注意情報」発令時における対応を作成しました。
- ※ その他、詳細はよくお読みください。

【風災害時】

【警報対象地域】…横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部



【お願い】

※1気象情報については、Web ページ、テレビ、ラジオ等により正確に把握できるようにしてください。

※2風水害や雪害の場合は、「警報」が発令されない時でも、地域によっては生徒の安全を考えて登校を見合わせたほうがよい場合も考えられます。その判断は各家庭で行い、安全を確保した上で登校させてください。(欠席されるときは、学校に連絡をお願いします)

※3災害発生のために登校できない場合、及び、災害が発生する可能性がある判断して登校をしなかった場合は「欠席」にはなりません。

【地震時】

地震発生

大規模地震発生時

市域のいずれかで
震度5強以上の地震が
観測されたとき

※市内のどこか1地点でも震度5強が観測されれば、大規模地震発生となります。

《変更点》生徒の預かり、引き取り

- 原則、直ちに授業を打ち切り、保護者(代理人)が学校に引き取りに来るまで、生徒を学校で預かることとします。
- ※学校からの連絡はありません。

大規模地震にあたらぬ地震発生時

市域のいずれかで
震度5弱以下の地震が
観測されたとき

様子を見て、学校で判断

- 生徒の安全確保を第一に考え、状況を判断し、授業時間の繰り上げ等を行い、下校させる場合もあります。
- ※繰り上げ等の下校時はメール配信の予定

地震は発生していないが

《追加点》「東海地震予知情報」「注意情報」発令時

【通学中・在宅中】

臨時休校

- 生徒の安全確保のため、臨時休校となります。
- 登下校時の生徒は教師の指導の下、安全に帰宅させます。

【在校時】

帰宅、または、引き取り

- 原則、直ちに授業を打ち切り、保護者に連絡をとった上で帰宅させます。
- 状況によっては、生徒を学校で預かり保護者(代理人)に引き渡します。

【お願い】

- 生徒登校後に「大規模地震発生時」または「東海地震予知情報」「注意情報」の発令時には、横浜市立の小学校、中学校、特別支援学校は、原則、保護者(代理人)が学校に引き取りに来るまで、学校で預かることになりました。
- 「引き取り」については、「緊急時の生徒の引き取りについて」のプリント(ピンクの紙)をよくお読みの上、連絡カード裏面の「災害発生時引き取り者」へのご記入・提出をお願いいたします。